

議案第62号

市有財産の売却について

土地を次のとおり売却する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

1 土地の位置、地目及び面積

(1) 位置 新居浜市垣生三丁目乙316番7

(2) 地目 宅地

(3) 面積 5,122.47平方メートル

2 売却方法 新居浜市工業用地の立地に関する規則（昭和48年規則第25号）による。

3 売却価格 8,298万4,014円

4 売却先 新居浜市多喜浜六丁目2番45号

株式会社大石工作所

代表取締役 大石 憲一

提案理由

市有財産を売却するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

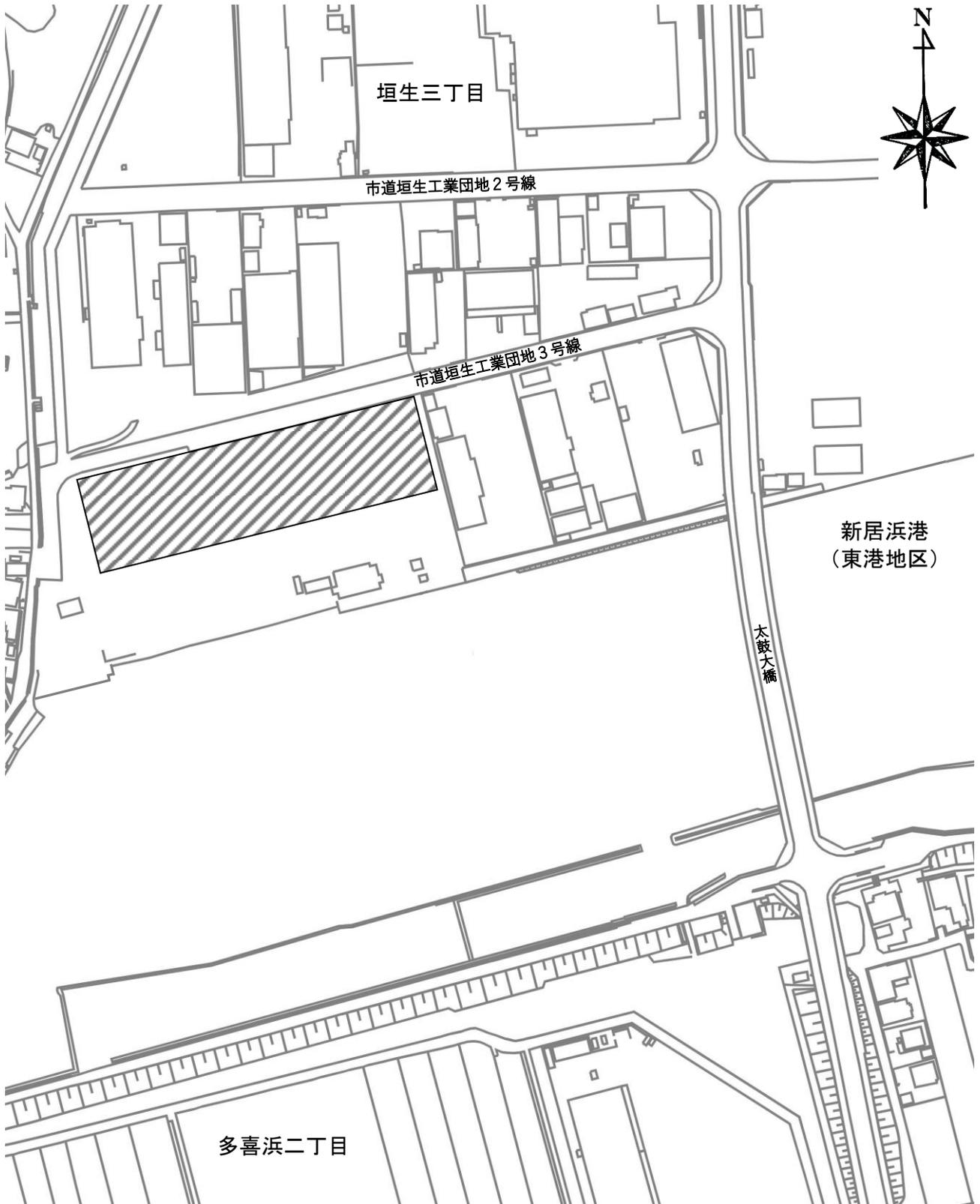
参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

市有財産売却位置図



売却地